

保育者の研修体系構築に関する一考察 — 法定研修を中心に —

Consideration of Nursery Teacher Training System Building — Mainly on the Legal Training —

開 仁 志 (人間科学部こども学科教授)

Hitoshi HIRAKI (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

〈要旨〉

保育士、幼稚園教諭、保育教諭は幼児教育や保育を行う点については共通だが、歴史的背景や考え方の違い等により研修は別々に行われてきた。それぞれの内容は独自に行われており、共通点や相違点の整理がなされていない。本研究では、3者の研修内容等を整理し、その課題を明確にすることを目的としている。

具体的には、法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、免許状更新講習）、処遇改善に関わる研修の内容を比較し考察した。その結果、公立と私立の違い、正規職員と非正規職員の違い、資格・免許の違いによる課題があることが明らかになった。この課題を認識した上で、保育者（保育士、幼稚園教諭、保育教諭の総称）の研修体系構築を進めていく必要があると言えよう。

〈キーワード〉

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、法定研修

1 目的

保育士、幼稚園教諭、保育教諭は幼児教育や保育を行う点については共通だが、歴史的背景や考え方の違い等により研修は別々に行われてきた。それぞれの内容は独自に行われており、共通点や相違点の整理がなされていない。

平岩（2009）は、認定こども園における保育士・幼稚園教諭の専門性の向上と「研修」の課題として、「乳児保育」「障がい児保育」「社会福祉」「児童福祉」の必要性を挙げており、さらに、行政の協力が重要と述べている⁽¹⁾。

また、奥泉ら（2013）は、保育者にとって役立つ研修内容や、保育改善に必要な実践等のあり方を意識調査から検討しており、園内での経験や園内研修では得にくい知識を園外研修という外部で得る機会にする必要性、参加型の研修が肯定的なフィードバックにつながることを、保育士・幼稚園教諭合同研修会が他者との協働的な学習を促すことを指摘している⁽²⁾。

しかし、保育士、幼稚園教諭、保育教諭に関する研修の内容の比較は行っておらず、その課題は必ずしも明らかになっていない。

そこで、本研究では、3者の法定研修及び処遇改善に関

わる研修の内容を整理して比較・考察し、その課題を明確にすることを目的とする。

2 方法

幼稚園教諭及び保育教諭に求められる法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、免許状更新講習）に加え、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の処遇改善に関わる研修の内容を比較・考察する。

3 結果及び考察

3-1 保育士を対象とした研修の位置付け

児童福祉施設の職員における研修について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において以下のように位置付けられている⁽³⁾。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第7条の2 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

児童福祉施設の職員は様々であるが、本研究では幼稚園教諭及び保育教諭と研修内容の比較を行うことを目的としているため、保育所で働く保育士（以下保育士）を対象とした研修に絞り考察する。

保育士の研修について、保育所保育指針において以下のように述べられている⁽⁴⁾。

（第5章職員の資質向上）

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

このように、質の高い保育のために研修が位置付いている。

3-2 幼稚園教諭を対象とした研修の位置付け

幼稚園教諭の職務について、教育基本法に、以下のよう規定されている⁽⁵⁾。

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

さらに、教育公務員特例法により、以下のように規定されている⁽⁶⁾。尚、教育公務員とは、「地方公務員のうち、学校～中略～の学長、校長（園長を含む。以下同じ）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員」のことである⁽⁷⁾。

第四章 研修
（研修）

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

幼稚園教諭も、その職責の遂行のため、研修に努める重要性が位置付いている。

3-3 保育教諭を対象とした研修の位置付け

保育教諭は、幼稚園教諭の普通免許状を有し保育士資格の登録を受け、幼保連携型認定こども園に勤務する者である⁽⁸⁾。幼保連携型認定こども園は学校教育と保育を一体的に提供する施設である。児童福祉法第7条に定める児童福祉施設であり⁽⁹⁾、教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」でもある⁽¹⁰⁾。

また、公立の幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」は、教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員としての取り扱いとなる⁽¹¹⁾。

以上のことから、保育教諭にとって研修は、児童福祉施設の職員としても教員としても大きな位置付けがなされている。

3-4 研修の比較

保育士、幼稚園教諭、保育教諭全てに研修は重要な位置付けがなされていることが明らかになった。しかし、3者を比較したときに、受講する研修にはどのような差が出てくるのであろうか。ここでは、法定研修と処遇改善に関わる研修を比較して考えてみたい。

(1) 法定研修の違い

保育士は、法定研修が特に設けられていないため、研修を受けずとも保育士資格を失うことは無い。

幼稚園教諭及び保育教諭は、キャリアステージに応じた研修として、教育公務員であれば教育公務員特例法により

以下のように初任者研修と中堅教諭等資質向上研修が必須であるが、私立の教員であれば任意となる¹³⁾。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

①初任者研修の内容

文部科学省は、初任者研修の内容として、校内研修を週10時間以上、年間300時間以上としている。研修例として、教員に必要な素養等に関する指導、初任者の授業を観察しての指導、授業を初任者に見せて指導を挙げている。さらに、校外研修を年間25日以上としており、研修例として、教育センター等での講義・演習、企業・福祉施設等での体験、社会奉仕体験や自然体験に関わる研修、青少年教育施設等での宿泊研修を挙げている¹³⁾。

その一方で、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」を受け¹⁴⁾、文部科学省は、校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的設定や教職大学院修了者等に対する個別の対応について通知を出している¹⁵⁾。

さらに、幼稚園教諭及び保育教諭の初任者研修については教育公務員特例法に附則がついており、初任者研修に類する別の研修の必要性を述べている¹⁶⁾。従って任命権者が指標を定め教員研修計画を立てることとなるが、ここでは、例として、文部科学省が出した「幼稚園新規採用教員研修資料：新しい先生とともに」の中で示した参考資料「幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル（抄）」の内容の概略を下記に示す¹⁷⁾。

①園外研修

教育センター等において、講義、演習等による研修を実施するとともに、宿泊研修を行う。

研修日数：年間10日間（うち宿泊研修4泊5日程度）

対象者：公立及び私立の幼稚園等の新任教員

②園内研修

園内において、研修指導員による指導及び助言による研修を実施する。

研修日数：年間10日間

対象者：公立の幼稚園等の新任教員

<研修項目例>

「基礎的素養」「学級経営」「教育課程（指導計画）」「幼児理解」

②中堅教諭等資質向上研修の内容

中堅教諭等資質向上研修の内容は、教育公務員特例法第24条の2項により、「任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。」¹⁸⁾となっている。このことから、任命権者が教員研修計画を定め行うことが基本となる。

中堅教諭等資質向上研修は、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」の中で、教員免許更新制の意義や位置付けを踏まえつつ、10年経験者研修を10年が経過した時点で受講すべき研修から、学校内でミドルリーダーとなるべき人材を育成すべき研修に転換し、それぞれの地域の実情に応じ任命権者が定める年数に達した後に受講できるよう実施時期を弾力化する改革が示され¹⁹⁾、新たに設けられたものである。

一方、幼稚園教諭及び保育教諭の中堅教諭等資質向上研修については教育公務員特例法に附則がついており、中堅教諭等資質向上研修に類する別の研修の必要性を述べている²⁰⁾。

従って任命権者が指標に基づき教員研修計画を立てることとなるが、ここでは、例として中堅教諭等資質向上研修の前身となる10年経験者研修として文部科学省が示した通知に示されている概略を下記に示す²¹⁾。

幼稚園教諭は「長期休業期間等における研修」と「課業期間における研修」において10日間ずつが想定。

<幼稚園教諭の10年経験者研修のイメージ案（幼稚園）>
(1学期)

- ・能力・適性等の評価・研修計画書の作成
(夏季・冬季休業期間中)
- ・休業期間中における研修の実施(教育センター等
※10日程度)
「共通研修1日」
「保育専門研修4～6日」
「選択研修3～5日」
(2, 3学期)
- ・課業期間中における研修の実施(主として園内※10
日程度)
「研究保育」
「課題研究」
(年度末)
- ・研修成果の評価

幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題。

必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。

(2) 処遇改善に関わる研修の違い

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の対象施設・事業所は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者が運営する特定教育・保育施設(都道府県又は市町村以外の者が設置するものに限る。)及び特定地域型保育事業所の全てとなっており、公立は含まれない²⁴⁾。

また、研修が処遇改善等加算の要件になる予定の処遇改善等加算Ⅱの対象となる職員は、以下の通りである²⁵⁾。

副主任保育士等(副主任保育士若しくは専門リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは中核リーダー(幼稚園及び認定こども園))又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けており、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。

職務分野別リーダー等(職務分野別リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは若手リーダー(幼稚園及び認定こども園))又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けており、概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。

処遇改善に関わる研修要件は、2021年度までの間は適用を猶予されており、2022年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を目指すとしてされている。

2021年1月現在、新たな研修受講要件は示されていないため、旧通知²⁶⁾に係る「別に定める研修」に関する内容を²⁷⁾示すと以下ようになる。

保育所及び地域型保育事業所対象の処遇改善に関わる研修については、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」²⁸⁾に準ずるものである。

ア 専門分野別研修

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・

③免許状更新講習の内容

幼稚園教諭及び保育教諭は、教育職員免許法第5条において、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための「免許状更新講習」を10年ごとに受けることが定められている²⁹⁾。

免許状更新講習の内容は、以下の通りである³⁰⁾。

<必修領域(6時間以上)>

イ 国の教育政策や世界の教育の動向、ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察、ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)、ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題。

<選択必修領域(6時間以上)>

イ 学校を巡る近年の状況の変化、ロ 学習指導要領の改訂の動向等、ハ 法令改正及び国の審議会の状況等、ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性、ホ 学校における危機管理上の課題、ヘ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント、ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、チ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)、リ 進路指導及びキャリア教育、ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働、ル 道德教育、ロ 英語教育、ワ 国際理解及び異文化理解教育、カ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等、ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容。

<選択領域(18時間以上)>

子育て支援の6分野とし、それぞれの研修内容については、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野毎に定める「ねらい」及び「内容」を満たすもの。研修時間は各分野15時間以上。

イ マネジメント研修

ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において定めるマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものとし、研修時間は15時間以上。

また、幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、複数組み合わせると1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。²⁹⁾

一方、幼稚園対象の処遇改善に関わる研修については、以下の通りである³⁰⁾。

都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）、幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者、大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）、その他加算認定自治体が適当と認める者が実施主体となり実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。また、中核リーダーについては、マネジメント分野に係る研修（カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう）を受講する。

認定こども園対象の処遇改善に関わる研修については、実施主体に認定こども園関係団体・保育関係団体・指定保育士養成施設が入り、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めることが追加される以外は概ね幼稚園教諭と同様である。また、前述した「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に示された保育士等キャリアアップ研修は研修要件を満たすものとして取り扱うこととなっている³¹⁾。

4 総合考察

保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象とした研修を比較した結果、以下のような特徴が明らかになった。

(1) 公私、正規・非正規の違い

幼稚園教諭及び保育教諭について、初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修が公務員には必須であるが私立職員には必須ではない。また、非正規職員には必須ではないため正規職員と同様の研修は行われていない³²⁾。

逆に、保育士等キャリアアップ研修について、対象は公務員以外の正規職員となっている。このような現況を踏まえ、できるだけ公私や正規・非正規に関係無く同様の研修への参加機会の保障が望まれる。

一方、免許状更新講習については、公私の区別や正規職員、非正規職員の区別無く、現役職員の幼稚園教諭及び保育教諭であれば受講が義務づけられており、認定こども園化を見越して保育士も受講することが可能であり、同様の内容の研修を受ける共通の機会があると言えよう。

(2) 資格・免許の違いによる課題

①幼稚園教諭の研修の課題

幼稚園教諭は、キャリアステージに応じた研修としての初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修を受ける機会がある（公務員は必須）。さらに、最新の知識技能を得ることを目的とした免許状更新講習を10年ごとに受講することが必須である。しかし、元々学校教育を前提とした教育体系の研修であるため、平岩（2009）が指摘する通り³³⁾、「障がい児保育」「社会福祉」「児童福祉」等の福祉体系の研修内容を意識して組み込む必要があると考える。さらに、幼稚園が認定こども園化する際には、3歳未満児の保育が必要となるため「乳児保育」の研修内容を受講することが求められると言えよう。

②保育士の研修の課題

保育士は、法定研修が無いことが大きな課題となる。キャリアステージに応じた研修としては、専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）に対して保育士等キャリアアップ研修が設けられているが、初任者研修に類する研修が位置付いていない。さらに、定期的に最新の知識技能を得るための免許状更新講習に類する研修の機会を積極的に設けることも課題として挙げられる。

③保育教諭の研修の課題

保育教諭に必須とされる初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修によって学教教育の教育体系に基づいた研修は保障されると考えられるが、キャリアステージに応じた福祉体系に基づく研修を受ける機会とは必ずしもならないことが課題である。保育士等キャリアアップ研修を受講することで福祉体系の研修を受ける機会となる可能性があるが、

専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）が対象であるため、初任者が福祉体系の知識を得る機会の保障を別途行う必要があると考える。

また、保育士等キャリアアップ研修は一度受講して当該分野を認定されると生涯有効である。従って教育体系の研修である免許状更新講習だけを受講しても福祉体系に基づいた最新の知識技能を定期的に得る機会とならない。

さらに、保育士等キャリアアップ研修の内容では、保育所保育指針を扱うこととなっている⁶⁴。

そのため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」に記載されている内容⁶⁵等を基に、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短や入園時期や登園日数の

違い、一日の生活リズムの違いへの配慮や工夫、地域の子育て支援等、保育教諭特有の研修内容を盛り込んだ別途の研修機会を設ける必要がある。

(3) 今後の課題

本研究では、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の法定研修及び処遇改善に関わる研修の内容を比較・考察し、ある程度課題を整理できたと考える。この課題を認識した上で、保育者（保育士、幼稚園教諭、保育教諭の総称）の研修体系構築を進めていく必要があると言えよう。

しかし、本研究では、法定研修以外の研修や関係団体が実施する研修については検討ができなかったため、今後の課題としたい。

注

- (1) 平岩定法（2009）認定こども園における保育士・幼稚園教諭の専門性の向上と「研修」の課題—保育の質をささえるもの—。子ども学研究論集（1），69-80.
- (2) 奥泉敦司，小田倉泉，首藤敏元，志村洋子（2013）現職保育士・幼稚園教諭の研修に関する一考察。埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要，12，99-106.
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号（令和元年厚生労働省令第三十二号による改正））。
- (4) 厚生労働省「保育所保育指針」（厚生労働省告示第117号平成29年3月31日）。
- (5) 教育基本法（昭和三十二年法律第二十五号（平成十八年法律第百二十号による改正））。
- (6) 教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号（平成二十九年法律第二十九号による改正））。
- (7) 同上。
- (8) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号（平成三十年法律第六十六号による改正））。
- (9) 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号（令和元年法律第四十六号による改正））。
- (10) 前掲(5)。
- (11) 前掲(6)。
- (12) 前掲(6)。
- (13) 文部科学省HP 初任者研修https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244828.htm（情報取得2021/01/05）。
- (14) 中央教育審議会（2015）（答申）これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い，高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～。
- (15) 文部科学省（2018）初任者研修の弾力的実施について（通知）30文科初第493号。
- (16) 前掲(6)。
- (17) 文部科学省（2004）幼稚園新規採用教員研修資料：新しい先生とともに。
- (18) 前掲(6)。
- (19) 前掲(14)。
- (20) 前掲(6)。
- (21) 文部科学省（2002）教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について（通知）（14文科初第575号）。
- (22) 教育職員免許法（昭和三十四年法律第百四十七号（令和元年法律第二十六号による改正））。
- (23) 文部科学省HP 教員免許更新制（参考資料）免許状更新講習の内容について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/08091201/001/001.htm（情報取得2021/01/27）
- (24) 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長（2020）施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（通知）府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号。
- (25) 同上。
- (26) 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2015）施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（通知）府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号。
- (27) 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長（2019）施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（通知）府子本第197号・元初幼教第8号・子発0624第1号。
- (28) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長（2017）保育士等キャリアアップ研修の実施について（通知）雇児保発0401第1号。
- (29) 前掲(27)。
- (30) 前掲(27)。
- (31) 前掲(27)。
- (32) 全国都道府県教育長協議会第3部会（2020）「新規採用教員への支援について」令和元年度研究報告書，No.3。
- (33) 前掲(1)。
- (34) 前掲(28)。
- (35) 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2017）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号平成29年3月31日）。